

国際知財司法シンポジウム2023(JSIP2023)

～アジアにおける知的財産紛争解決～

特許庁パートの結果概要

特許庁審判部審判課 企画班長 貝沼 憲司
特許庁審判部審判課 課長補佐 柴垣 俊男
特許庁審判部審判課 企画係長 玉田 恭子

1 はじめに

「国際知財司法シンポジウム2023」の3日目（10月19日）は、特許庁パートのプログラムが実施され、特許庁長官の挨拶、特許庁審判部長の講演、日本及びアジア各国の実務者によるパネルディスカッションが行われた。

なお、当日の配布資料やアーカイブ動画は、特許庁のウェブサイト¹からアクセス可能なので参照されたい。

2 冒頭挨拶

濱野幸一特許庁長官から、イノベーションの推進には権利化後の知財の活用が重要となるところ、本シンポジウムのプログラムを通じて、アジア各国知財庁における審判実務や、先端技術分野の審理に対する理解が深まり、日本を含むアジア各国における知財を巡る紛争についての予見性が高まることへの期待が示された。



写真1 濱野長官の冒頭挨拶



写真2 安田審判部長の講演

1 特許庁ウェブサイト <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2023.html>

3 講演

安田太特許庁審判部長の講演では、以下(1)~(3)について紹介が行われた。

(1) 審判統計動向

拒絶査定不服審判、異議申立、無効審判、判定、審決取消訴訟、侵害訴訟等の動向について紹介された。

(2) オンライン化・デジタル化の推進

2021年10月より開始したオンライン口頭審理（原告、被告が特許庁の審判廷に出頭するのではなく、オンライン上から参加して実施される口頭審理）の活用について、近年利用率が少し減少しているものの、全体の約70%の口頭審理がオンラインで実施されていることや、審判手続における申請書類のデジタル化の推進、具体的には、2024年1月から、特許庁が提供する出願ソフトを通じて審判請求書等の提出がオンラインでも可能となることが紹介された。

(3) 運用改善・情報発信・国際連携

一事不再理に関する裁判例の追加やオンライン口頭審理が開始されたことに伴う運用の変更等を目的とした審判便覧の改訂、審決及び判決に対する理解を共有することを目的とした審判実務者研究会、各国・地域の知財庁等との国際連携等の特許庁審判部における施策が紹介された。

4 パネルディスカッション

パネルディスカッション1「各国における審判実務一般について」では、審判制度全般や口頭審理、判断の統一や無効審判・付与後異議申立・拒絶査定不服審判等の審判実務について、各国の制度の違いに焦点を当てた議論が行われた。田村聖子日本国特許庁(JPO)審判部首席審判長、Jung DaWon大韓民国特許庁(KIPO)特許審判院第7部特許審判官、Cao Yeシンガポール知的財産庁(IPOS)特許審査官、Kriangsak KHOWNIUMタイ内閣任命による特許委員会委員、ZHANG Lin中華人民共和国国家知識産権局(CNIPA)専利局復審及び無効審理部部門長、Le Huy Anhベトナム国家知的財産庁(IP Viet Nam)副長官がパネリストとして登壇した。

パネルディスカッション2「各国における先端技術分野の審理について」では、医薬・バイオ分野及びIT分野の仮想事例を用いて、各国でどのような審理を行うかについて議論が行われた。上記パネリストに加え、モデレータとして、阿部・井窪・片山法律事務所の小林浩弁理士が登壇した。

以下では、各パネルディスカッションの概要、各国より事前に得られた回答及びパネリストの回答の一部を紹介する。

なお、パネルディスカッション2では各パネリストの専門技術を考慮して、医薬・バイオ分野については、日本、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムのパネリストが主に回答を行い、IT分野については、中国のパネリストが主に回答を行った。

また、各国パネリストの回答内容については、各パネリストの発言に基づき著者らが適宜要約を行っている点に留意されたい。